⑶　既に調達をした物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）又は既に契約を締結した特定役務（以下この号において「既契約特定役務」という。）につき、交換部品その他既調達物品等に連接して使用する物品等の調達をする場合又は既契約特定役務に連接して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既調達物品等又は既契約特定役務の契約の相手方以外の者から調達したならば既調達物品等の使用又は既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるとき。

⑷　会社の委託に基づく試験研究の結果製造された試作品等の調達をする場合

⑸　既に契約を締結した建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）についてその施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事（以下この号において「追加工事」という。）で当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が２以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の契約の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生じるおそれがあるとき。

⑹　計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に連接して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に連接して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の契約の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の契約の相手方から調達する場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第５条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第７条の公告又は第８条の公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。

⑺　予見することができない極めて緊急な理由のため、一般競争又は指名競争によっては必要な期間内に物品又はサービスを入手することができない場合において、真に必要であるとき。

（落札者の決定に関する通知等）

第15条　契約責任者は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して７日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に書面により通知するものとする。この場合において、落札者とされなかった入札者から請求があるときは、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に通知するものとする。

２　契約責任者は、特定調達契約につき、一般競争又は指名競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を官報により公示しなければならない。

⑴　落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

⑵　契約を担当する社員の氏名並びにその所属する部等の名称及び所在地

⑶　落札者又は随意契約の相手方を決定した日

⑷　落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所

⑸　落札金額又は随意契約に係る契約金額

⑹　契約の相手方を決定した手続

⑺　一般競争又は指名競争によることとした場合には、第６条の規定による公告又は第８条の規定による公示を行った日

⑻　随意契約による場合にはその理由

⑼　その他必要な事項

（一般競争及び指名競争に関する記録）

第16条　契約責任者は、特定調達契約につき一般競争及び指名競争により落札者を決定したときは、次の各号に掲げる事項について、記録（契約の手続において電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。）を作成し、落札の日から少なくとも３年間保管するものとする。

⑴　入札者及び開札に立ち会った者の氏名

⑵　入札者の入札金額

⑶　落札者の氏名（法人の場合はその名称）、落札金額及び落札者の決定の理由

⑷　無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由

⑸　第９条第４項の規定により通知した場合には、その通知に関する事項

⑹　前各号に掲げるもののほか、競争入札について必要な事項

（随意契約に関する記録）

第17条　契約責任者は、特定調達契約につき随意契約により相手方を決定したときは、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、落札の日から少なくとも３年間保管するものとする。

（苦情の処理）

第18条　契約責任者は、特定調達契約につき落札者とされなかった入札者からの苦情その他特定調達契約に係る苦情の処理に当たる社員を指定するものとする。

（特定調達契約に関する統計）

第19条　鉄道統括部長は、国土交通省からの依頼により特定調達契約に関する統計を作成し、国土交通省に送付するものとする。

（改廃手続）

第20条　この規則の改廃は、りん議文書により社長決裁で行う。ただし、軽易な改正は、規程類管理規程（平成16年４月社達第19号）第６条第２項に定めるところによる。

附　則（平成16年４月社達第95号）

この規則は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成17年12月社達第47号）

この規則は、平成17年12月21日から施行する。

附　則（平成26年２月社達第18号）

（施行日）

１　この規則は、改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

（経過措置）

２　この規則は、この規則の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附　則（平成30年１月社達第30号）

この規則は、平成30年１月19日から施行する。

附　則（2019年１月社達第24号）

（施行日）

１　この規則は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定が効力を生ずる日から施行する。

（経過措置）

２　この規則は、この規則の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附　則（2020年１月社達第39号）

（施行日）

１　この規則は、2020年２月２日から施行する。

（経過措置）

２　この規則は、この規則の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結させるものに関する事務については、適用しない。

附　則（2020年12月社達第９号）

（施行日）

１　この規則は、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定が効力を生ずる日から施行する。

（経過措置）

２　この規則は、この規則の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

２　この公表に関する問合わせ先

〒110―8614 東京都台東区東上野３―19―６
東京地下鉄㈱鉄道統括部契約課制度担当
03―3837―7065

第明治三十五種郵便物認可
令和３年２月５日　金曜日　官報　（号外政府調達第24号）

発行所　独立行政法人国立印刷局　〒102―8625 東京都千代田区三番町二番地の二
電話　03（3887）4294
定価　本号一部　一ヵ月　二六四円（本体二四〇円）　（配送料別）